

実務家が陥りやすい 株式会社・各種法人別 清算手続の落とし穴

編集代表 尾島 史賢 (弁護士・関西大学大学院法務研究科教授)



新日本法規

【8】 通常清算を開始した後に債務超過であることが明らかになった場合でも、清算手続を完遂できる！？

株式会社A（以下「A社」という。）は、事業の継続を断念し、株主総会の決議を経て解散することとなった。現在、清算手続が進行中である。

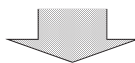
清算手続の遂行過程でA社は債務超過であることが明らかになったものの、現務の結了や債権の取立て等必要な清算事務はおおむね終了しつつある場合には、そのまま清算手続を完遂することができるか。

POINT

- ・清算人は、その就任後遅滞なく、清算株式会社の財産の現況を調査し、清算の開始原因に該当することとなった日（通常は解散の日）における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない
- ・その過程で清算株式会社が債務超過であることが明らかになった場合には、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない
- ・いかに清算事務の終了が見込まれる状態にあらうとも、債務超過が明らかになった以上、清算手続を完遂することはできない

誤認例

清算手続の過程で清算株式会社が債務超過であることが明らかになったとしても、清算事務の終了が見込まれる場合には、そのまま清算手続を完遂することができる。

**本当は**

清算株式会社が債務超過であることが明らかになった場合には、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならず、そのまま清算手続を完遂することができない。

解説**1 清算事務の遂行**

株式会社が解散し、清算手続が開始した場合、清算人は、その就任後遅滞なく、清算株式会社の財産の現況を調査し、清算の開始原因に該当することとなった日（通常は解散の日）における財産目録及び貸借対照表を作成しなければなりません（会社492①）。

その結果、当該株式会社が直近の事業年度において資産超過であったとしても、清算事務の過程において当該株式会社が実は債務超過であったことが判明するということもあり得ます。

2 破産手続開始の申立ての必要性

清算株式会社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったとき、すなわち、清算株式会社が債務超過であることが判明した場合には、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならないとされています（会社484①）。

加えて、清算人は、清算株式会社が破産手続開始の決定を受けた場合には、破産管財人にその事務を引き継ぐものとされ（破産管財人に事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとされます（会社

【26】 特別清算開始に伴い調査委員や監督委員は常に選任される！？

株式会社A（以下「A社」という。）は、株主総会の決議を経て解散することになったが、債務超過の疑いがあることから、清算人が特別清算開始を申し立てる予定である。

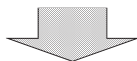
特別清算開始の申立てに際して、A社の債権者から特別清算開始の申立てや債権者への弁済額等について特段内諾や了解を得ていないが、特別清算手続の中で債権者から協定案への同意を取得すればよいから、直ちに調査委員や監督委員が選任されることはないか。

POINT

- ・特別清算手続では、第三者機関として調査委員や監督委員の制度が設けられているところ、一部の裁判所（例えば大阪地方裁判所）では、純然たる個別和解型の場合や全ての債権者との間で個別に和解が成立する蓋然性の疎明があった場合以外のケースは、原則として調査委員や監督委員（これらを兼任することもあり得る。）を選任する運用がなされている
- ・協定型として特別清算手続の進行を予定している場合に加え、一部の債権者との間で個別の和解の成立の蓋然性が疎明できない場合等には、調査委員や監督委員（これらを兼任することもあり得る。）が選任される可能性もあるから、申立て予定の裁判所の運用や取扱いを確認すべきである

誤認例

特別清算開始の決定に伴い調査委員や監督委員が選任されることはまれであり、通常、選任されることはない。



本当は

一部の裁判所では、純然たる個別和解型の場合や全ての債権者との間で個別に和解が成立する蓋然性の疎明があった場合以外のケースは、原則として調査委員や監督委員（これらの兼任もあり得る。）を選任する運用がなされている。

解 説

1 特別清算手続における調査委員・監督委員の制度

特別清算手続においては、調査委員や監督委員の制度が設けられています。具体的には、調査委員は、清算人、監査役、債権の申出をした債権者その他清算株式会社に知っている債権者の債権の総額（担保権の行使によって弁済可能な債権の額は算入しません。）の10分の1以上に当たる債権を有する債権者若しくは総株主（株主総会決議事項の全部につき議決権を行使できない株主を除きます。）の議決権の100分の3（定款で変更可）以上の議決権を6か月（定款で短縮可）前から引き続き有する（非公開会社の場合には「有する」となります。）株主若しくは発行済株式（自己株式を除きます。）の100分の3（定款で変更可）以上の数の株式を6か月（定款で短縮可）前から引き続き有する（非公開会社の場合には「有する」となります。）株主の申立て又は裁判所の職権により選任され、裁判所の調査命令において調査を命

じられた事項を調査し報告することを職務とします(会社522・533)。また、監督委員は、裁判所の職権により選任され、主として清算株式会社の行為のうち要許可事項についての裁判所の許可に代わる同意権限を付与するために選任されます(会社527①・535①ただし書)。

いずれも、特別清算手続において、裁判所から必ず選任される機関ではなく、一般的な解説においては、選任されるケースは必ずしも多くないなどといわれています。

2 調査委員・監督委員が選任される場合

個別和解型ではなく、協定型として特別清算手続の進行を予定している場合等には、一部の裁判所の運用上、調査委員や監督委員(これらを兼任することもあり得ます。)が選任される場合もありますので、この点には注意が必要です。

例えば、大阪地方裁判所では、純然たる個別和解型の場合や全ての債権者との間で個別に和解が成立する蓋然性の疎明があった場合以外のケースは、原則として調査委員や監督委員を選任する運用がなされているようです(もっとも、同一の弁護士が調査委員兼監督委員として選任されることも少なくないとされています)。

このように、裁判所の運用や、当該個別の事案によっては、調査委員や監督委員が選任される場合もありますので、留意が必要です(調査委員や監督委員が選任される場合には、通常、予納金等裁判所に納付を要する金額もその分高額になることが予想されます)。

3 結論

A社においては、特別清算開始の申立てや債権者への弁済額等について特段債権者の内諾や了解を得ていないとのことですので、一部の

裁判所の運用によれば調査委員や監督委員が選任される可能性があるといえます（これらを兼任することもあり得ます）。

調査委員や監督委員の選任予定の有無によって特別清算手続に要する費用も異なりますので、特別清算開始の申立てを予定している場合には、申立て予定の裁判所の運用や取扱いを事前に確認したり、場合によっては申立て予定の裁判所に事前相談を行ったりすることが必要になると思われます。

【34】 清算人は財産の換価又は処分の方法や金額について自由に判断することができる！？

株式会社A（以下「A社」という。）の特別清算において、在庫商品を換価又は処分する必要が生じた。A社の清算人であるXは、在庫商品を通常の商流とは異なる方法で一括売却することを予定しているが、買受先からは通常の商流で売却するときよりも低い金額を提示されている。Xには清算人として財産の換価又は処分に関する裁量があるため、この在庫商品の売却に問題が生じることはないか。

POINT

- ・清算人は、必ずしも通常の商流で財産を換価しなければならないわけではなく、円滑な手続の遂行等の事情に鑑み、合理性が認められる範囲で、柔軟に換価又は処分の方法を選択することができる
- ・清算人は、換価又は処分の方法にかかわらず、一般に適正・妥当と認められる金額を著しく下回る金額で換価又は処分をした場合には、善管注意義務違反に問われるおそれがある（会社478⑧・330、民644）

誤認例

清算人には財産の換価又は処分について広汎な裁量が認められているため、金額にかかわらず、買受先への売却を進めても問題がない。



本当は	清算人には財産の換価又は処分について一定の裁量が認められているため、通常の商流とは異なる方法で財産を換価すること自体が直ちに問題となるわけではないが、一般に適正・妥当と認められる金額を著しく下回る金額で買受先に売却した場合には、清算人は善管注意義務違反に問われるおそれがある。
------------	--

解 説

1 清算株式会社の有する財産の把握

特別清算においては、債権者への弁済原資を確保するため、清算株式会社が有する全ての財産について換価又は処分（以下「換価等」といいます。）を行い、財産を現金化する必要があります。そのため、まずは清算株式会社が有する財産を正確に把握することが重要です。清算株式会社が有する財産は、通常、清算株式会社の直近事業年度の決算報告書や会計帳簿を見ればおおむね把握することができます。ただし、会計帳簿に計上されていない財産（簿外資産）もあり得ますので、財産的価値がある財産の把握に漏れないよう注意することが必要です。例えば、取引上の営業保証金や損害賠償請求権等のほか、会計帳簿への計上を単純に遺漏している財産、費用処理されていて会計帳簿に計上されていない財産（什器備品等）が考えられます。

2 換価等の手続及び適正価額

換価等に当たっては、清算手続のいかんにかかわらず、その換価等の手続や金額が適正であることが求められます。特に、特別清算においては、通常、債務を完済できないため、財産の換価等が適正価額で

【39】 公益認定されていなければ自由に残余財産の帰属先を決められる！？

一般社団法人A（以下「A法人」という。）は、公益法人として認定を受けていないが、今般、定款で定めた解散事由である「目的事業の成功の不能」の発生が確実となったことから、清算手続に入ることとなった。

A法人には、債務の弁済後も残余財産が存在する見込みであるが、公益認定を受けていないことから、係る残余財産の帰属先については自由に決めることができるか。

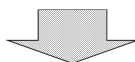
POINT

- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上、解散時の残余財産の帰属は、①定款で定めるところによる、②清算法人の社員総会又は評議員会の決議によって定める。これらの規定により帰属が定まらない場合は、③国庫に帰属する
- ・残余財産の帰属先について、あらかじめ定款で「社員」や「設立者」と定めておくことはできない
- ・定款で定められた残余財産の帰属先がない場合に、解散後の清算法人の社員総会又は評議員会の決議によって、社員や設立者を残余財産の帰属先とすることはできる

誤認例

株式会社と同様、あらかじめ定款で定めておくことによって、社員や設立者が残余財産の分配を受けることができる。

定款の定めがあっても、清算法人の社員総会又は評議員会の決議によって自由に残余財産の帰属先を決めることができる。

**本当は**

株式会社とは異なり、定款によって社員や設立者が残余財産の分配を受けると定めることはできない。
もっとも、定款によって、その他の団体等が残余財産の分配を受けると定めることはでき、また、残余財産の帰属先に関する定款の定めがない場合は、解散後の清算法人の社員総会又は評議員会の決議によって残余財産の帰属先を社員や設立者とすることができる。

解 説**1 一般社団（財団）法人の解散時の残余財産の分配**

一般社団法人及び一般財団法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上、残余財産の帰属は、定款で定めるところによつてとされますが（一般法人239①）、定款の定めにより残余財産の帰属が定まらないときは、その帰属は、清算法人の社員総会又は評議員会の決議によって定めるとされ（一般法人239②）、これらの規定により帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属するものとされます（一般法人239③）。

もっとも、一般社団法人においては、株式会社と異なり、社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しないとされており（一般法人11②）、一般財団法人においては、設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定



新日本法規

